令和元年白老町議会全員協議会会議録

令和元年 8月 1日(木曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 0時05分

○議事日程

1. アイヌ施策推進法に基づく地域計画策定・交付金事業について

〇会議に付した事件

1. アイヌ施策推進法に基づく地域計画策定・交付金事業について

〇出席議員(13名)

1番 山 田 和 子 君 2番 小 西 秀 延 君

3番 吉 谷 一 孝 君 4番 広 地 紀 彰 君

5番 吉 田 和 子 君 6番 氏 家 裕 治 君

7番 森 哲 也 君 8番 大 渕 紀 夫 君

9番 及 川 保 君 11番 西 田 祏 子 君

12番 松 田 謙 吾 君 13番 前 田 博 之 君

14番 山 本 浩 平 君

〇欠席議員(1名)

10番 本 間 広 朗 君

○説明のため出席した者の職氏名

町 長 戸田安彦君

副 町 長 岡村幸男君

企 画 課 長 工 藤 智 寿 君

経済振興課長 藤澤文 一君

経済振興課参事 臼 杵 誠 君

アイヌ総合政策課長 三宮賢豊君

建 設 課 長 下 河 勇 生 君

建設課参事 舛田紀和君

学校教育課長 鈴木徳子君

学校教育課主幹 藤元路香君

食育防災センター長 佐々木 尚 之 君

アイヌ総合施策課主査 八木橋 直 紀 君

アイヌ総合政策課主査 江草佳和君

〇職務のため出席した事務局職員

 事 務 局 長
 高 橋 裕 明 君

 主 査
 小野寺 修 男 君

◎開会の宣告

〇議長(山本浩平君) ただいまより全員協議会を開会いたします。

(午前10時00分)

〇議長(山本浩平君) 本日の全員協議会の案件は、アイヌ施策推進法に基づく地域計画策定・交付金事業についてであります。内容は、法及び交付金の概要、地域計画策定案と、それに伴う交付金申請事業の概要等の説明であります。

それでは、説明を求めますが、先に岡村副町長からの挨拶がございます。 岡村副町長。

○副町長(岡村幸男君) 本日の全員協議会の開催に当たりまして、私から概要をお話 しさせていただきます。

法律で初めてアイヌ民族を先住民族と位置づけました、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律、いわゆるアイヌ施策推進法でございますが、4月19日に参議院の本会議で可決、成立いたしました。この法律では、アイヌ民族の誇りが尊重される社会の実現を目指し、文化振興、産業、観光振興などに使える交付金が創設されたところでございます。このたびの全員協議会の開催は、この交付金について正式な要綱、要領等は未だ示されていない状況ではございますが、法律に基づく基本方針案が8月中に決定されることを踏まえ、今後のスケジュール等を考慮しますと、期間が非常に限られていることから、これまでの国からの説明や依頼を受けました内容をもとに、ご説明をする必要があると考えまして、このように全員協議会を開催させていただいたところでございます。

本日は、アイヌ施策推進法と交付金の概要、本町のアイヌ施策推進地域計画案、交付金対象事業の例、それから現在、本町で検討しております交付金の想定事業についてご説明をさせていただき、議員の皆様からご意見を伺いたいと考えてございます。

資料1から資料6まで担当課からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。 〇議長(山本浩平君) それでは、担当課より説明を求めます。

三宮アイヌ総合政策課長。

〇アイヌ総合政策課長(三宮賢豊君) それでは私のほうから資料の1から3までを説明をさせていただきまして、それ以降につきましてはグループリーダーの江草主査から説明いたします。

まず資料1番目、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律。背景・必要性ということでございまして、1、アイヌの人々を先住民族と認識して施策を進める必要性ということでございます。平成9年にアイヌ文化振興法が制定されました。その後、平成20年、衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」及びこれを受けて、当時の内閣官房長官談話において、アイヌの人々が先住民族であるということの認識を示しております。このような経緯を踏まえまして、

アイヌの人々を先住民族と認識し施策を展開するということが求められているという状況でございます。

2番目、アイヌ施策の総合的かつ継続的な実施の必要性ということでございまして、 アイヌ文化振興等のための環境整備の必要を踏まえ、従来のアイヌ文化振興施策・生活 向上策に地域・産業・観光振興等も加えた新たな支援措置を継続的に実施する必要があ るという考えがございます。

3番目、民族共生象徴空間の管理のための措置、民族共生象徴空間はアイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターであり、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園で構成されているものでございます。民族共生象徴空間の北海道白老町における整備、2020年4月の一般公開、年間来場者100万人の目標について、平成26年に閣議決定がなされております。このような背景、必要性がございまして、国のほうにおいて法律が制定されたということでございます。

法律の概要でございます。目的規定、「目的」の条文中に「先住民族であるアイヌの人々」と記載して先住民族としての認識を示し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目指すというものでございます。その法律の中で記載されております、アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置ということでございます。これが交付金のことにつながってきます。

まず、アイヌ施策を総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針というものを政府のほうで策定します。これが先ほども副町長の挨拶でもありましたが8月中には決定されるということで、新聞報道にもありましたが、そういう予定でございます。それを受けまして、各市町村においてアイヌ施策を推進するための計画というものを策定すると、後にはアイヌ施策推進地域計画という名称になりますけれども、こういうような地域計画を立てる、それが内閣総理大臣の認定を受けまして、この計画に記載された地域・産業・観光振興の事業の実施に対して交付金を交付するというものでございます。法律の特例措置としまして、地域計画の中に国有林野の林産物採取についての特例であるとか、サケの捕獲について都道府県知事等による配慮、地域団体商標に係る出願の手数料及び登録料を減免する措置だとか、こういうことも記載してあれば、こういうような配慮がなされるということでございます。

次に民族共生象徴空間の管理に関する措置ということで、民族共生象徴空間の管理の 委託に関すること、民族共生象徴空間の入場料等の徴収に関する措置なども法律の中で 定められているところでございます。

あともう一つ、アイヌ施策推進本部という組織が関係大臣で構成されて設置されるという内容でございます。

目標・効果としては、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及び誇りが尊重される社会の実現というものを目指しておりまして、KPIとしましては、アイヌが先住民族であることの認知度の向上というものを2018年度では77.3%を90%以上にもっていくと。民族共生象徴空間の年間来場者数の100万人の達成というもの

もKPIとして掲げられているところでございます。

それでは次に、資料2に移ります。アイヌ政策推進交付金の概要でございます。中身としましては、アイヌの人々に寄り添い、未来志向のもと、その要望にできる限り対応しながら、アイヌ政策を総合的に推進するという交付金でございます。中身としましては、従来の文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含む支援を行うというものでございます。その交付率については10分の8が国のほうから交付されます。市町村の負担部分については10分の2ということになりまして、ただ10分の2うち、地方財政措置がとられまして、さらに半分になると実質負担は10分の1という仕組みでございます。

交付のスキームとしましては、まず国が策定します基本方針に基づきまして、アイヌ施策推進地域計画というものを作成し申請します。内閣総理大臣がこの計画を認定すると、今度は市町村が認定を受けた計画に基づく事業について各年度ごとに市町村が申請するということになっておりまして、その申請を受けて国のほうで交付金を交付するという流れでございます。

次に資料3、白老町アイヌ政策推進地域計画(案)の概要というものでございます。 計画策定の背景というところでございます。資料には書いていませんが、そもそも本町 のアイヌ施策については平成19年の白老町アイヌ施策基本方針という総合的な方針を他 の市町村に比べても、早くから策定してさまざまなアイヌ施策に取り組んできたところ でございます。特に学校教育などにおきましては、アイヌ文化の正しい理解を促進する とともに共生社会を目指しているところでございます。そのようなこともありまして、 まず1番です。「アイヌ文化伝承の里しらおい」のあゆみということでございます。白老 アイヌ協会や白老民族芸能保存会などアイヌ関係団体の活動により、地域におけるアイ ヌ文化の復興・伝承を継続的に推進している。次にアイヌ民族博物館や自然休養林を中 心とした「ポロトコタン」等における、アイヌの歴史・文化を身近に学ぶ機会の充実と いうところです。

平成18年から、伝統的生活空間の再生事業の道内における中核地として、地域住民等を幅広く対象としたアイヌ文化体験交流事業を推進している。あとウポポイの開設が4月24日に迫っているということでございます。

次に、このような状況で抱える問題点としては、各団体会員の高齢化等による、アイヌ文化の担い手不足、各団体等の文化活動や地域住民の交流拠点である、町内8生活館の老朽化の進行、ウポポイ開設に伴う来訪者の増加や地域住民の生活利便性向上や医療体制など安全安心に対応した、新たなまちづくり施策推進の必要、豊かな自然環境を初めとした地域資源やアイヌ文化を活用した、多様な誘客ツールの造成や、受入環境・体制整備というところが課題と考えております。

計画の概要としましては、目標はアイヌ文化の次世代への継承を確実なものとするために、地域に息づくアイヌ文化等を発信し、町内外におけるアイヌに関連する交流活動を活性化させ、魅力ある地域社会の形成を目指すというものでございます。

アイヌ施策の推進に必要な事業としましては、①としまして、アイヌ文化の保存又は 継承に資する事業、2番目にアイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業、3番目 に観光の振興その他の産業の振興に資する事業、4番目に地域内及び地域間の交流並び に国際交流の促進に資する事業というものを計画の中に含めております。この事業内容 につきましては、法律のほうとも合致した内容となっております。

数値目標(KPI)としまして、まずアイヌ文化の保存又は継承に資する事業としましては、生活館の利用者数を挙げております。各年度ごとふやしていければというところでございます。

次に、アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業としましては、イオル事務所「チキサニ」の利用者数ということで、年度ごとに利用者を上げていければというところです。

観光の振興その他の産業の振興に資する事業としましては、アイヌ文化プロモーションイベント来場者数ということで、これも年度ごとに徐々にふえていくという内容でございます。

地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業としましては、アイヌラッピングバス利用者数、これは事業の内容などは後ほどご説明しますが、バスの利用者数をふやしていくというものでございます。私のほうからは以上でございます。

- 〇議長(山本浩平君) 江草アイヌ総合政策課主査。
- **〇アイヌ総合政策課主査(江草佳和君)** 続きまして、資料4、資料5、資料6につきまして私のほうから説明をさせていただきます。

まず、資料4をごらんください。法律の施行後、国によりまして地域説明会と市町村に対しての説明等が行われていった中で、国のほうで定めている交付金対象事業の例ということで8項目ほど示されている状況でございますので、まずは、こちらの項目についてご説明を申し上げます。

①アイヌの人々と地域住民交流の場の整備(多機能型交流施設の整備)。こちらにつきましては儀礼実施のためのいろりなどの整備や、老朽化した施設のバリアフリー化等を多機能型の機能を備えた生活館等の整備、改修に向けて支援をするといった内容になってございます。

続きまして、②アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援。こちらにつきましてはアイヌの方々を含めた高齢者を中心としました文化交流活動、歴史文化の継承活動等、そのようなコミュニティ活動に対しまして支援を講じるといった内容になってございます。

- ③アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援。こちらにつきましては将来のアイヌ文化等を担う地域の小中学生等を対象としました、学力向上のそちらを目的に取り組む事業について支援を講じるといった内容になっております。
- ④伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援。こちらにつきましてはアイヌの伝統的 生活空間、イオルの再生を目的とした自然素材育成や、体験交流等の取り組みに対し支

援を講じるものとなっております。

- ⑤木工芸品等の材料供給システムの整備。こちらにつきましては伝統的工芸品を初め としたアイヌ文化の伝承に必要となる原木などの自然素材の保全、再生等にかかる活動 に対し支援を講じるという内容になっております。
- ⑥アイヌ文化のブランド化推進 (デザイナーとのコラボ)。こちらにつきましては地域のアイヌ文様等、アイヌ文化に関連した新たな商品、ブランドの開発、知的財産の保護等に向けた取り組みに対して支援を講じるという内容になってございます。
- ⑦アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施。こちらにつきましては地域のアイヌ 文化を知るための観光プログラムの造成、アイヌの人々との交流機会を含めた観光プロ モーション活動等に対し支援を講じるといった内容になってございます。
- ⑧アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営。こちらにつきましてはアイヌゆかりの地や生活館等を拠点とし、アイヌ文化の普及促進を目的としましたアイヌ文様等のラッピングを施したバスにより、地域の生活の利便性向上や周遊性の向上に向けたコミュニティバスの運行事業に対し支援を講じるという内容になってございます。

続きまして、資料5をごらんください。法律におきましても、事業の関係団体等との意見交換等が必要となってきている中で、我がまちにおけるアイヌの方々の総括的な団体でもありますアイヌ協会を初めとした団体との協議は必要ということで考えておりまして、法の施行後、数度にわたって場を設けまして協会の役員の方々と議論を重ねてきたところでございます。そちらの経過について、ご報告をさせていただきます。

第1回目の協議を本年5月29日に行いました。その中で町から協会に対しましては、新法及び新法に基づく地域計画・交付金制度等について概要の説明をさせていただいたところです。また、協会からは新型交付金の活用を想定した、協会が主体となった実施事業(案)、そういったものの概要の提案等をいただいた中で、意見交換を図らせていただいたところです。出席者につきましては理事長以下、役員の方々にご出席をいただいている状況です。

その後、第2回目の協議を7月2日、こちらにつきましては町のほうから、第1回の協議内容を踏まえ交付金実施事業のイメージ(素案)ですけれども、そちらの説明をさせていただいたところです。また、国のほうで7月9日に室蘭市において新型交付金の地域説明会を行うというご案内があった中で、ぜひ関係団体にも参加をいただきたいという、こちらの意向もあったものですから、参加に向けてヒアリング、意見交換をさせていただいたということです。また、協会のほうからは1回目に引き続きまして、協会主体となる実施事業(案)の詳細について再度、説明を受けた後意見交換を図ったところです。

続きまして、第3回目の協議を7月8日に実施をいたしました。町のほうからは翌日、 9日に開催される室蘭においての地域説明会の参加に先立ちまして、内閣官房担当者へ の確認事項等に関しまして内容を共有、翌日の地域説明会には理事長が同席をいただい たというところです。協会からは協会主体での実施事業につきましての推進に向けたスケジュールや地域計画期間の中長期的な展望について意見交換を図ったところでございます。

その他、3回の場以外にも随時協議をさせていただいた中で、協会主体となる事業について、手法や展開の方向性に関しまして意見交換を図ったほか、交付金の実施事業(案)に対しまして、内閣官房へ確認した結果等について、内容の共有を進めてきたところでございます。こういった取り組みに基づきまして、地域計画に基づく事業推進に向け継続した協議を今後も進めていこうという考えでございます。

続きまして、資料6をごらんください。先ほど申し上げました、アイヌ協会と団体との協議や町内における関係課による協議、国とのやりとりを踏まえた中で先に示されました国の説明会による対象事業の例をもとに地域計画期間において、実現の可能性のある事業につきまして、これまで関係課内において庁内で検討を進めてきたものについて想定事業として一覧とさせていただきました。順に概要について説明をさせていただきます。

1番目、コミュニティ活動支援バス (アイヌ文様ラッピングバス運行事業)。こちらに つきましてはまずは既存に運行しております元気号、こちらの運行形態の改善等を目的 としました実証とそういったものの調査の実施、それとあわせましてアイヌ文化普及の ためのラッピングを外装に施したコミュニティ活動支援バスの運行に向けた検討を進め ているという状況でございます。

2番目、学力向上サポート事業(学習支援員配置事業)。こちらにつきましてはきめ細やかで質の高い小中学校における授業を行うため、現在、全体で2名配置をしております学習支援員を町内、全小中学校に1名ずつ拡充して配置し、さらなる児童生徒さんの学力向上を図るということで検討をしております。

3番目、学校給食地場産品活用事業(食を通じたアイヌ文化体験)。こちらにつきましては小中学校におけるアイヌの食材や伝統料理を活用したメニューの提供によります、アイヌ文化の理解促進を図るために事業について検討を進めております。

4番目、アイヌ文化保存・伝承・発展活動推進事業。こちらにつきましては自然や工芸品など地域のアイヌ文化等を伝えるための人材育成やアイヌ文化にゆかりのある土産品等の開発など、アイヌ文化の保存・伝承・発展を目的とした振興事業をアイヌ協会さんに委託を想定した中での実施をしていきたいということで検討を進めております。

5番目、アイヌ文化関連PR事業(①プロモーションイベントの実施)。来年4月に迫る、ウポポイ開設に向けまして、プロモーションイベント等のPR事業を実施によりまして機運を醸成していく取り組みを、今後も開設に向けて継続的に実施をしていくという方向で検討を進めております。

6番目、5番と関連しますけれども、アイヌ文化関連PR事業(②プロジェクションマッピング等によるPR)。ウポポイ開設に向け公共の建築物の壁面等を利用したプロジェクションマッピング等の実施による機運醸成を進めてまいりたいということで検討を

進めております。

7番目、旧社台小学校改修事業。地域のアイヌ文化活動や、今後の交流の拠点として 旧社台小学校を継続的に活用するため屋根・外壁等、必要な改修の実施をすべく検討を 進めております。

8番目、来訪者受入のための駐車場整備事業。ウポポイ開設を見据え、急増する来訪者を支障なく受け入れ可能とするため、駐車場施設の整備について検討を進めているところでございます。

9番目、来訪者おもてなし・安全安心体制整備事業。ウポポイ開設に伴い急増する来 訪者に対応するため、ウポポイ施設の内外における飲食物の提供や緊急時の医療等を支 障なく行い、来訪者の安全安心を高めるための体制の整備を図るため検討を進めている ものです。

なお、これらの想定事業につきましては現在調整中の内容でありますことから今後、 関係団体及び国等との協議により内容の変更の可能性があるということにつきまして は、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長(山本浩平君) アイヌ施策推進法に基づく地域計画策定・交付金事業についての概要並びに新型交付金の想定している事業の一覧の説明がございました。8月19日にこの申請事業についての説明会をまた開かれることになっておりますけれども、せっかくでございます、コンプリートされる前に皆さんのほうから貴重なご意見、また今説明をいただいた中でわからないことがあれば積極的に挙手にて質疑を承りたいと思います。

質疑ございます方、どうぞ。

6番、氏家裕治議員。

○6番(氏家裕治君) 6番、氏家です。皆さん、いろいろと質問があると思いますので私のほうから1点だけ。この新型交付金の想定事業の一覧、これから国との協議が必要だということですけれども。この事業の中の9番目の来訪者おもてなし・安心安全体制の整備、この事業についてもう少し詳しく、どういったことを想定しているのかということを説明していただければと思うのです。ウポポイ施設内外における飲食物の提供や緊急時の医療等を支障なく行うための体制の整備、これは今後、白老町が今抱えている病院の方向性が8月中に示されるということでありますけれども。基本方針それが、こういったものとかかわってくることがあるのか。うちの病院づくりもそうです。今後の白老町にとって、どういった病院が必要なのかということをいろいろ協議していると思いますけれども。その中で今回の来訪者を見据えた病院づくりというのが、こういったものも国との協議の中に想定されるものなのかどうかということも含めて、もう少しわかりやすく説明していただければと思いますけれども。現状、どうなっているかをお伺いします。

○議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長(三宮賢豊君) 今、ご質問のありました想定事業の9番目の部

分の、もう少し詳しくというところですが、この部分につきましては当初、我々のほうではあまり想定はしていなかったのですけれども、国のほうからもぜひ交付金を使ってでも、こういうウポポイの運営に対して協力するような事業であれば交付金に手を挙げてもいいのではないかというような国からの助言といいますか、提案もありまして加えた部分でございます。

まず、施設内外における飲食物の部分につきましては、今まではエントランス棟の前の歓迎の広場とかでの飲食のところとエントランス棟の中の飲食とありましたけれども、国のほうでそれでも飲食の場が足りないのではないかというようなこともありまして、象徴空間の中の公園の中の体験交流ホールの前にキッチンカーを置くだとか、実際に広場の中にもキッチンカーを何台か置いたりしてもいいのではないかというような考えもあるのです。そういうのはやれないのかなということで提案されている部分もあります。

緊急時の医療という部分に関しましては実際、ウポポイにたくさんの方がいらっしゃって、中には体調を崩す方もいらっしゃるかと思います。その中でウポポイ自体には体調が悪くなった方を一時的に休憩していただくようなスペースは設けるようなのですけれども実際、医療が必要だということになれば当然、町内の病院を利用するしかないということもありまして、そういう緊急体制、ウポポイに来られた方の緊急体制という部分でいろいろコストがあると思うのですけれども、人件費なのか機材なのかいろいろあるとは思うのですけれども、そういう部分でコストがかかる部分について交付金を充てることも考えられるのではないかということで、向こうもいいとは言ってはいないのですが一応、そういうことも考えていただけないかということでここに加えているものでございます。

〇議長(山本浩平君) 6番、氏家裕治議員。

○6番(氏家裕治君) 6番、氏家です。今言われたウポポイの施設内外における飲食物の提供の部分ですけれども、ずいぶん今までかたい形で考えられていましたけれども、何となく来られる方々のために少し和らいできたかなというような印象を受けるのですけれども、その辺については国のほうとしても来場された方々に対して飲食物の提供については前ほどがちがちではなくて、少し和らいできたという印象を持っていいのだろうかということがまず1点。

それから、緊急時の医療等を支障なく行う体制の整備ということで、100万人を想定するわけですから1日の来場者はわかりますよ、大体。想定される来場者。その中で夏場の時期の熱中症だとか考えると最近すごいです、緊急搬送される方々が。そういうことを考えると、今のまちで考えている町立病院の救急医療体制だとか、そういったものでは賄えない、もう少し力を入れていかなければならないという部分、そういったことも含めて考える、また中央インターチェンジが苫小牧市にできると苫小牧市立病院までは20分かからないで行くことになるのだと思うのです。そういったことも考えると白老町だけではなくて地域間の医療連携なんかも含めて、こういった交付金事業が適用になる

のかどうかということを、もし想定されるのであれば、しっかりとその辺をまちとして 考えて計画を立てていかなければいけない問題だと思いますけれども、それについても う少し詳しくお話を伺えればと思うのですけれども。

- ○議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。
- **〇アイヌ総合政策課長(三宮賢豊君)** 私のほうから飲食の関係でお答えさせていただきます。国のほうで和らいできたといいますか実際、100万人という数字ですけれども、今までも当然100万人、100万人とは言っていたのですけれども。本当に100万人来てピーク時だとかになると、かなりのものが不足するのではないかというようなこともあって、どんどんどん枠を広げてきているというようなことは考えられると思います。その一例としまして、8番目もそうなのですけれども、多分ピーク時は予定している240台、250台の駐車場では足りないのではないかというようなこともあって、臨時の駐車場の整備もウポポイ開設に係る支援ということで、どこの土地を使うかだとか、どうするかという方法にもよるのですけれども、方法によっては交付金を使うことも考えられるのではないかということもありまして、基本的に100万人来たときのために町としていろいろ支援してくれないかというような状況が動きとしてはあります。
- 〇議長(山本浩平君) 戸田町長。
- ○町長(戸田安彦君) 緊急時の医療体制についてなのですが、100万人の想定の中で今言った飲食も含めてなのですけれども、100万人を受け入れる体制を国と白老町で連携していきましょうということで、ウポポイの中には医務室程度のものはできるのですけれども、医療行為等々はやはり近くの病院で行ってもらいたいと、本格的な協議はこれからなのです。ただ、そこの中には日本人の方も含めて外国人の方もいらっしゃるので、多言語の対応又は日本でいう保険証のような対応等々もありますので、今の町立病院の機能プラス100万人が来ることによってのプラスアルファのお仕事、コスト等も考えられるので、そこの部分は交付金で何とかウポポイの開設のために見られないかというのは今、協議している最中であります。その中で、白老町にとってプラスのコストがかかる部分には交付金も含めて、新しい財団法人と連携してやっていきましょうというのが話がまだ固まっていないものですから、そういう緊急時の医療等々に対する体制をきちんと取ってほしいというのは要望がございますので、交付金も使って体制づくりを進めていきたいと考えております。
- 〇議長(山本浩平君) 6番、氏家裕治議員。
- **○6番(氏家裕治君)** 6番、氏家です。飲食物の提供については、そういったものが 見込まれる中で不足する部分、想定されるところについては何とかまちとしても協力で きる部分はしていかないとならないと思います。

医療の部分なのですけれども今、町長が言われたとおり従来の医療体制以外に想定される部分、多言語化の部分もそうでしょうし、外国人の方々の体制、また日本人の観光客の方々の体制整備、それ以上にかかってくる。先ほど言ったとおり、町内の医療機関だけでは賄いきれない部分もでてくるのではないかと思う。ですから、救急車の部分だ

とか、そういったものも含めて想定されるものについては国としっかり協議していった中で、白老町だけでは収まらない部分、苫小牧市との連携についても想定される部分として国との協議の中に入っていただければと考えます。

〇議長(山本浩平君) 岡村副町長。

○副町長(岡村幸男君) 今のご意見きちんと受けとめなければならないと思っております。特に今の救急の関係については、町立病院を中心として連携をしていくということが私ども一番必要な部分だろうと考えてございます。その中で、今のお話のように救急体制をどのようにもっていくのかとか、その辺は今後の協議の中で詰めていかなければならないということになっています。その辺は国がどう考えるか、町がどこまでできるのか、それに対する経費の問題を含めてどのようなことが国として、この交付金を活用する中で見ていただけるのかということも含めて今後、協議をしていかないとならないということになっています。ただ、これも現状の中で必ずしもそうだということではございませんので、その辺については今後、きちんと考え方を整理しながら協議を進めていきたいと、このように考えております。

O議長(山本浩平君) ほかございませんか。 5番、吉田和子議員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。何点かお伺いをしたいと思います。説明の中に8月中に国が基本方針を示すと、そのことに基づいて白老町はアイヌ施策推進地域計画の策定をするということで国に申請するということで、交付金に関しては1年ごとの申請も可能であるというような話も説明もされておりましたけれども、この地域計画は説明の中で会館とかいろいろなチキサニの利用の5年間のものが載っていましたので、この計画は5年計画になるのかどうなのか、その点を1点と。

この計画を策定していって、白老の町としての新型交付金事業の想定をされながら計画をつくって、国に申請していくと思うのですが。理事長とか副理事長とか事務長とかというお話がありましたけれども、この計画にもとになるのはアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律ということで、アイヌ協会が入るということは大変重要なことだというのは議会でも議論しておりますけれども、この中に女性が入っているのかどうなのかというのが1点。私たちも議会でアイヌ協会と協議するのですが、女性の意見というのはいろいろな面であるのです。そういった意見が、もちろん理事者の方もそれを捉えて参加しているのではないかと、よいほうに捉えますけれども、こういった計画の中で女性の目から見た細かい今までのいろいろな想いの中での施策としてやってほしいということが私は出てくるのではないかと考えるものですから、その点はどうなのか考え方をお伺いしたいと思います。

それから、もう1点。先ほど、課題の中にもありましたけれども、各団体の文化活動や地域住民の交流拠点である町内8生活館の老朽化、これが一つの大きな課題であると町としても捉えております。アイヌ文化の保存、私たちも懇談したときにそこの生活館を使ったときに保存の状態もあまりよくないし、保存されてそれを見に来るなどという

状況ではないし、雨漏りはするし、壁の色は変わっているしということで、いろいろな要望があったのですが、この白老町の想定事業の一覧には課題にはなっているけれど何も入っていないということで、1年ごとに交付金の請求はできるということなので今後の中でこれが入ってくるものなのかどうなのか。その点を伺いたいと思います。

最後に観光の振興その他の産業の振興に入るかどうか私もどこでこの話をしようかなと思っていたのですが、交付金の支援事業の例の5の中に木工品等の材料供給システムの整備があります。この中で白老町が昔、観光をやっていたときに熊とか木彫りのものというのが本当に飛ぶように売れていたという時代があったのですが、今は木工芸品関係のことについては白老町としてアイヌ文化として取り入れていくような考えがあるのかどうなのか。伝承者というのは、かなり高齢になって、当時は工場も含めて90世帯くらいあったということなのですが、伝承者というのはどうなのか。それは今後のアイヌ施策推進計画の中では別物になるのかどうなのか、その辺のお考えを伺いたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。

Oアイヌ総合政策課長(三宮賢豊君) それでは何点か質問がありましたので、順次答えていきたいと思います。

まず、地域計画の部分ですけれども、これは議員のおっしゃるとおり5年ということで考えております。5年ごとの計画を立てるという形になっております。なので、5年ごとにそれぞれ必要な事業の交付金の申請をするという形になりますので、今回上げていないから来年度も上げられないとかそういうことはないです。来年度また必要に応じて合致するものであれば上げていけるということになっております。その5年後も国としては法律として決まっている交付金なので、5年で終了ということはまずないでしょうということで聞いております。ただ内容の見直しだとかあるかもしれませんけれども、基本的に5年で終了ということはないと聞いております。

次にアイヌ協会との協議の中で女性の方の意見という部分なのですけれども、白老アイヌ協会において副理事長の部分が女性で入っていますので、そこである程度女性の意見は受け入れているとは思っております。たまに理事会でもご説明したりするときはあるのですけれども、理事の中にも何名か女性はいますし、うちの課の中にも相談員で女性の方もいますので、いろいろ女性とかサークルの方のお話とかも聞いたりはできますので、その辺は聞きながら進めたいと思っております。

次に生活館の部分ですけれども、確かに今回の事業で上げておりません。実際にやりたい部分はあるのですけれども、前から課題となっております白老生活館と白老中央生活館の扱い、統合の仕方とかその辺の整理がまだついていないということと、その辺の整理がつけばアイヌ協会のほうでも活用していきたいというようなお話も聞いておりますし、今回上げております社台小学校の関係もありまして、どちらをどのように拠点として使っていくかだとか、使い方を協会とか地域の住民も含めて話し合っていかなければならないかなということで、時間的に生活館の修繕は今年度は無理であろうと実際、

9月、10月になってからの交付で半年しかないので工事の時間もないですし、今回の想定事業からは生活館は外しております。今後、話し合いがついてやれる状況になれば、来年度か再来年度かわからないですけれども、その時点で生活館のほうは上げさせていただきたいと考えております。

木工品の関係です。今は白老町は手芸のほうが目立っておりますけれども、協会のほうとしては当然、木工のほうも考えておりまして、話を続けていく中でそういう人材育成が必要だということもおっしゃっております。事業としましては、想定事業の4番目の中で基本的にここはアイヌの人たちに使っていただきたいというか、いろいろやりたいことがあると思いますので、その辺を委託しようと思っていますので、その中で人材育成だとか当然、木工品の人材育成とかも含めて進めていくというような考えはございます。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

○5番(吉田和子君) 大体わかりました。1点、確認をしたいと思います。この白老町が推進の地域計画を策定したときに交付金としては、事業推進、実施するまでのものなのか、それを継続していくためのものまで要求していけるものなのかどうなのか、その点を伺いたいと思います。

それから、公民館の関係なのですが、私は先ほど、課長がおっしゃったように旧社台小学校があると思うのです。ただ地域での交流ということを考えると、どういったものが必要なのかと、先ほどおっしゃったように中央生活館と高砂生活館の統合を考えながら、社台は社台としてやっていかなければならないものがあると思うのです、実施していく事業が。そこに民間の人たちが生活圏の中での交流した人たちが入って行って、やれる場所がとれるのかどうなのか、総合的な中でしっかりとした白老町のあり方というのを考えて今後、地域の住民にとってはやっぱり必要な場所ということになれば、私は力を入れてやっていくべきではないかなという、そういう声をしっかり受けとめていくべきではないかなと考えております。

それから、木工のほうの関係なのですが、この間新聞を見ていてこれは文化庁がやると思って見ていたのですけれども、文化芸術事業ウイマム文化芸術プロジェクトというのが、9月に白老で事業をやるのです。そのための木工の調査をしていると新聞が載ったのですが、それで私も読みまして白老の熊の歴史というのは、木彫りの熊は八雲町からはじまって旭川市に行って白老町に来たのだと、私もアルバイトしていたこともあるのですが熊の売っているところで、お金がかごからあふれるぐらいにでていったという、それぐらい物が売れていたという時代があったのです。そういうことから考えると、それが白老の今後の象徴空間、アイヌ民族の文化とそれがつながるのかどうなのかということが私もどうなのかなと。これは文化庁が考えてやるから、このように入ってきたのかなということも含めて考えながら、きょう聞きたいと思っていたのですけれども。

○議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。

〇アイヌ総合政策課長(三宮賢豊君) それでは、まず私のほうからランニングコスト

とかその辺の部分ですけれども、基本的には施設整備した部分であるとかバスの部分、 そういう部分の運営費だとか5年間継続していけると、この事業で建てたり整備したも のはその後も運営費など維持管理にかかるものは出していただけると聞いていおりま す。

文化芸術のほうですけれども、今いろいろ各アイヌの団体ではないところでも、いろいろアイヌ文化を取り入れたりして、いろいろ活動していると思いますので今後、象徴空間とかも今はアイヌ文化の保存と復興、発展と言っておりますので、今後の動きによっては芸術の方とかと伝統的なものが一緒になって新たなものが生まれるというようなことは考えられるのかなと思います。

〇議長(山本浩平君) 岡村副町長。

○副町長(岡村幸男君) 生活館の関係をお答えしたいと思うのですけれども、6月に私も高砂の白老生活館を見てきています。相当、老朽化が進んでいるという状況の中では、この交付金の使い方としては1番目に書いてあるとおり、アイヌの人々の地域住民交流という部分での施設として、これを整備できるということなものですから、先ほど、三宮課長のほうからもお話ありましたけれども、本当にやりたいという考え方をもってございます。ただ、今の公共施設の総合管理計画の中では、その辺の各公共施設をどう見直すかということも一つの位置づけにもなってございますので、その辺の整理ができ次第、重点的に取り組んでいく必要があると考えてございます。その際には、どう直すのか、どこを残すのかというようなことは地域の方の意見をしっかり聞きながら対応していきたいと考えております。

〇議長(山本浩平君) ほかございますか。

4番、広地紀彰議員。

○4番(広地紀彰君) 4番、広地です。まず、この事業は地域計画に基づいて事業の継続性といった部分については同僚議員のほうからも質問がありましたので理解できました。新型交付金の想定事業の一覧の中で伺いたいと思うのですが、まず学力向上のサポート事業並びに学校給食をとおしてアイヌ文化を体験していこうといった部分、総合戦略の中のKPIにも地域に対しての愛着の指標があったりですとか、共生のまちづくりを進めていく中でこういった事業、大変大事だと思っています。関連した形で次世代を担う子供たちにアイヌ文化に本物にふれる体験、これから充実させていくべきだと思うのです。そういった部分について、どのようなお考えをお持ちか、まず1点お尋ねします。

アイヌ文化の関連PR事業、プロモーション事業ということで、これも大変重要だと思います。仕事柄、札幌や室蘭の方たちと話す機会が多いのですけれども、残念ながら私たちが期待しているほどの認知度がまだまだ地元であっても十分とは言えないなという実感を持っています。そういった部分、町は町としての狙いを持って進めていく必要があるのかなと思うのですが、このPR事業で現段階において想定しているような、どのようなPRを考えておられているのかどうかについて。

○議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長(三宮賢豊君) 広地議員からの質問のふれあう機会とPR事業の関係ですが、我々としましては基本的にPR事業の中でアイヌ文化にふれていただく機会だとか、あと交付金ではないですけれども地域づくり交付金などを活用した普及啓発品などを作成した際には各学校にお配りしたりして、何とか小学生の皆さんにアイヌ文化にふれてもらって、ぜひウポポイにも興味を持っていただきたいと思って動いているところではございます。

プロモーション事業の関係なのですが、まず5番目のプロモーションにつきましては、中身は非常に検討しているところで、この前6月に音楽祭をやりまして100日前、来年の1月15日になりますけれども、これはもう予算は取ってありますので、その間で何とか秋冬ぐらいでもう1回ぐらい何かPRするものをやって、少し活性化したいというか機運醸成図りたいと考えておりますが、次回はなるべく人を呼んで来てもらうのではなくて参加型のもので、一般の方が参加したりできるような内容で考えたいなと思っています。具体的ではないのですけれども。そういうようなことを考えております。

6番目のプロジェクションマッピング等によるPRですけれども、これは正直言ってプロジェクションマッピングまで立派なものはできないかもしれないのですけれども、今考えているのは公民館の線路側の壁が茶色一色だと思うのですけれども、あそこに大きく画像を出してインスタ映えするといいますか、人の目を引くような掲示ができればとか、あと高速道路を降りたところでやるとか、国道のほうだとか、そういうところに大きな看板を立てて盛り上げるだとか、いろいろ考えてはおりますけれども、よりよいものにしたいと思っているところでございます。

〇議長(山本浩平君) 4番、広地紀彰議員。

○4番(広地紀彰君) 4番、広地です。まず、子供たちに対しての文化にふれていくといった部分についての基本計画の立ち位置については理解できました。教育の関係にかかわると思うのですけれども現在、地域学習の中で副読本も活用しながらさまざまな展開されていると思うのですけれども、教育委員会として何かお考えがもしあるのであれば、お尋ねします。

今のPR事業、一般の方たちにどのように周知を図っていくかという観点については理解できました。今回のこの全員協議会のタイミングも本当に地域計画策定の前に議会と対話をしながら政策をつくり上げていきたいという姿勢を感じて特に今回、国もかかわることなので大変タイミングをいろいろ熟慮しながら今回を迎えたのかなということについては敬意を表したいと思います。既存のつながりも強化していくべきだと思うのです。象徴空間の開設に向けてPRということで今、アイヌ協会さんを中心にして先住民族の方たちとのつながり相当、強化されて今少し形態が変わってきていますけれども。財団も頑張っていらっしゃいましたし、そういった中でさまざまな諸外国とのつながりも強化していくという意味でも既存のつながりを、260日余りに迫った開設を世界に発信していくという大義を実現するためにも、既存のつながりを強化していく、そういった

部分についても戦略的な部分のPRも考えていくべきだと思いますが、それに対しての 見解を最後に伺いたいと思います。

- 〇議長(山本浩平君) 鈴木学校教育課長。
- ○学校教育課長(鈴木徳子君) 学校の部分について、私からお答えします。今、ふるさと学習指導モデルに基づいてアイヌの体験学習、それからそれ以外文化ですとか伝統ですとかそういうのを学ぶことがそれぞれ小学校、中学校で行われております。今年も、実際行われておりましてオハウの試食の体験学習とか刺しゅうとか、さまざま展開はされております。教育委員会としても来年、ウポポイが開設するというところで今、使っている副読本についても見直しの改定を進める準備を今始めているところです。それと、ふるさと学習もある程度体系的な小学校の1年生に入ったところから文化にふれていく体系的なものというのを系統立てて考えたほうがいいのではないかと今、検討も進められておりまして、そのあたりについては実はアイヌ協会さんのほうにご協力を今、要請していろいろ情報をいただきながら準備を進めている最中というところですので、アイヌ文化にふれる部分については子供たち低学年からでもふれていくものは何かしら考えたいと今進めている最中です。
- 〇議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。
- ○アイヌ総合政策課長(三宮賢豊君) それでは、諸外国とのつながりなど対外的なPRの部分なのですが、まずは、この事業においてもアイヌ文化関連の観光プロモーションの実施など、当然、国のほうとしては海外なども見据えた中で例示はしてきているところでございます。今年度についてはなかなか時間もないということで、町としてはなかなかできない部分もあるのですけれども、協会としては商品開発も含めて海外の先進地に行って見てきたいという話もありますので、もしかしたらそういう部分で叶うことはあるかもしれません。全体的な国も含めたアイヌ施策としては、全体的な目標として100万人というものがございますので、海外、道外、白老町外の道内の部分ですけれども、その辺についてはかなり北海道のほうで観光振興機構なども含めて、かなり今回は海外としては北米と中国と何カ所か行ってPRしてくるという話も聞いております。道外においても東京、大阪、名古屋、直前ということで大きなまちを集中的にPRして回って誘客するということも聞いております。今年度としてはそういうようなことなのですけれども今後、さらに5年間あるわけなので町としても対外的にどんどんPRしていく機会があればやっていきたいという考えはあります。
- ○議長(山本浩平君) 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時15分

○議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ほかに、ございますでしょうか。

13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) 今まで説明があったので、改めて確認します。これは、説明すると事業も継続するとか云々ありますので確認だけしますけれども。本事業は、まず各課と協議されてきたのかということで聞きたいのですけれども。これまでも議会の中でも政策を自ら考える重要性について議論してきましたけれども、資料6の交付金想定事業の一覧の各事業ありますけれども、これは各課で目標の設定、こうあるべきだとという姿、現状の分析、課題等の整理がされて一定の範囲での政策立案という流れの中で、この計画策定、事業提案になっているのかと、これは非常に大事なことです。担当課からこういう事業をやれと各課に流しているのであれば、絶対にこれはこの事業に対する中身が非常に曖昧な形になると思いますけれども、前段で私が言ったことが流れの中で政策立案として出てきたのかどうか、ということをまず確認します。

この事業を見ると、資料5で白老アイヌ協会との協議経緯が説明されました。これは、アイヌ民族に関する新法の基本理念にここにも書いてありますけれども、また言わせてもらいますけれども、アイヌ文化振興、環境整備に関する施策、アイヌの自発的意思や民族としての誇りを尊重するよう配慮する、講じなければならないと記述されているのです。お聞きしたいのは、アイヌ協会の主体的な事業実施の案が概要の提案もあったと、先ほどアイヌ協会が主体の実施事業の案も提案あったとこう言っていましたので、その中からするとこの資料6の事業は新法の基本理念に沿った事業と理解してよろしいかということです。

もう1点だけ具体的なことだけ聞いておきます。中身はこれから精査すると言っていますから、方向性というか取り扱いだけ聞きたいのだけれど。資料6の7に旧社台小学校の中で交流拠点としての旧社台小学校を継続的に活用すると言っていますけれども、この活動交流拠点の使い方はまだ具体的になっていないと思うのですけれど、1点だけ聞くのだけれど、これに対する運営に関する人件費等については、この交付金の事業としての使途に使えるということになっているのかどうか。それと、1から9ですけれどもトータル的に一事業の上限額があるのか。無制限で事業計画をつくっていけるのか。上限額があるのかないのか。その3点を伺います。

〇議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長(三宮賢豊君) まず、ご質問のありました各課で協議をして政策立案してきたのかというようなことでございました。実は、この交付金事業は去年の秋ぐらいからそういう事業が立法化されたらできますということで、国の方からは情報を得ておりまして、その中で我々のほうから各課にはアイヌの交付金事業を使って、やれる事業がないかというものを一度洗い出して、その中でやれるものやれそうなものをこの中に掲げてきております。今回は今年度については半年もないということで、その範囲の中でやれる範囲のものを上げさせていただきまして、各課の理解を得ながら進めたいと考えておりまして、国のほうとも協議しながらある程度この内容であればいけるのではないかという部分の感触はつかんでいるところでございます。

文化振興ということで、アイヌの人たちのためにというところなのですけれども、こ

の部分についてはかなりアイヌ協会のほうとも、かなりお話し合いもしまして、これが アイヌのために役に立つのかどうかとか、そういうようなご意見をいただいたところも ありました。ただ、アイヌ協会といたしましても、町の今回の計画についてはある程度、 理解をいただいたとしてアイヌ協会のほうも実際、商品開発であるとか人材育成、あと 環境整備だとかそういうところを手がけていきたいというようなところで、その部分に ついてはこの事業の4番の中に含めているところでございます。

旧社台小学校の活用の部分ですが、これについて運営費の部分で人件費は見られるのかということでございますけれども、基本的にこの交付金を使って使い方にもよるのですけれども、もし財団がそのまま引き続いて使うとなれば財団のほうで管理しますので、財団のほうで人件費とかそういう部分は見られますけれども、基本的にただ単に修繕だけであれば人件費とかを見られることにはならないです。ただ、生活館であれば運営費なども見られるのですけれども、社台小学校については生活館としてはみなされないと思いますので多分、修繕したらそれだけなのかと今のところ考えております。

今後の方向性としましても、国ともやり取りはしているのですが、文化庁としては収蔵庫として使いたいというような話もあったり、国交省ではもう必要ないのだという話もあったりして、はっきり言ってまだ全然、不透明な部分もあって、正直言って今年度に旧社台小学校の修繕をすべきかどうかというところも考えなければならないところもあったりします。今のところ、はっきりしないのですけれども、そういうような状況でございます。

上限額の話なのですけれども、基本的に各市町村いくらまでとか、こういう事業だったらいくらまでとかという上限は定まってはいないです。ただ、国全体で10億円という額が決まっておりますので、それは国のほうで交付の率は絶対に下げないと、10分の8は変えないと言っておりますので、額によっては事業が先送りになるのか、もしくはだめになるのか、その辺は国の判断が入ってくると思います。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) 大きな捉えで聞きたいのだけれど、非常にこの事業計画を見ると現実的な事業ばかりで、アイヌの人の人権とかアイヌの人方の文化を、白老としてのアイヌの文化の保存をどうするかという事業がないのです。それは、アイヌ協会と協議しているというから、それ以上はここで言いません。平成19年の9月に町はアイヌ施策基本方針を策定しているのです。先ほども、説明がありました。多分、中身を読んでいると思います。この基本方針は当時として画期的だし、先見性に優れているのです。あえて言うと、今回のアイヌ施策推進法を逆に先取りしたような内容になっているのです。大きな項目、1項目読んだら本来で言えばこの中から白老町はどういう事業やるかといったら非常に適切な事業が出てくると思います。アイヌ文化を正しく認識して尊重する社会、あるいは共生の精神を育てるため、アイヌ文化の専門知識に関する新たな指導法を構築する仕組みをつくり上げて教育の振興に努めるとか、アイヌの文化の担い手となる若年層が安心して暮らせるような生活環境の充実に努めるとあるのです。本来な

ら、これを柱にして白老は先取りしてこういうものがあるのです。これによって私は事業を組み立てたらよかったと思うのです。先ほども説明ありましたけれども、もう一回聞きますが、白老町アイヌ施策基本方針も参考にしたとありましたが今回の地域計画策定案との整合性はどのように保って庁内で議論されたのか、まずお聞きします。

〇議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長(三宮賢豊君) 庁内で議論したかといえば、アイヌ施策の基本 方針なので我々の課の中での話にもなってしまうのです。白老町としては基本的にはこの基本方針をベースにするというのは当然の話だと思います。ただ今回の地域計画につきましては基本的に法で定める4つの項目があるのですけれども先ほど、資料3の中に計画の概要の中の丸が2つ目にあるかと思いますけれども、この4つの区分、アイヌ文化の保存、継承だとか、伝統に関する理解の促進、観光振興その他、地域内地域間というようなこれが法律に定められている計画としてやるべき事業となっていますので、まずは地域計画についてはどうしてもそちらに合わせるというつくりにはなっておりますが、基本的には我々としましては、やる内容については当然、基本方針にも沿っていると考えているところでございます。ただ、今年度につきましては期間が短いとか、そういうのもありまして、やれることについてはこれぐらいなのですけれども、来年度以降についてはもっと時間がありますので、もう少しいろいろ話し合いながらいろいろなことが幅広くアイヌの人たちのための文化保存、伝承、発展について直接携わっていけるような部分も検討できるのかなと思っております。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) 先住民族についても白老町が先駆けて宣言しているのです。 国の今言われた部分、私も理解しています。これは失礼だけれど本来、国も白老町基本 方針でうたっている部分をかなり避けている部分があるのです。かなり先進的によいも のなのだ。これを、やはり白老町として白老アイヌ文化をどうするかということを企画 書なり自分たち町としてこういうよいものがあるのだから、それにある程度沿って企画 書をつくって、こういうことをやりたいという独自の企画書をつくるとか政策をつくる ことが本来、今、白老町に求められていると思うのです。だから、今こうすると言って いるけれども、私はこれを評価しているのです。中身、よく読んでみてください。国が 批判されている部分うたっていますから。ぜひ、訴えていってほしいと思います。そし て、白老町から各北海道地区のアイヌ文化振興の先駆者的な事業計画を今これだけの交 付金がありますから、やってほしいとまずそれが1点。

最後にこれだけお願いしておきます。まず、誰のための新法かということを十分町も認識すべきだと私は思います。8月19日に事業が決定されると言っていますけれども、短兵急な事業執行云々ではなくて今、私が言ったようなことを柱にして考えてほしいとぜひ思います。今まで議論していますけれども、この政策領域は非常に多様になる可能性が大きいと思います。そして、国の交付金としての縛りはありますけれども、町として各課に一定のたがをはめないと、ばらまきになる可能性が大きいのです。そういうこ

ともありますので、言葉はなんですけれども議会で言っていますが、ただ交付金があるからという施策づくりには、そういうものには陥らないでほしいと。前段で言ったように白老町が先駆的なアイヌ施策をつくるということであればいいと思いますけれども今、現状を見ると限られた財源、職員を見ると政策間の優先順位をつけざるを得ないと思います。今回の事業もありますけれども、既存事業への振り替えに終始することなく重要な事業仕分けをしていかなければいけないと思います。これは私は理事者の責務だと思います。そういうことで、コンサルタントとか第三者に丸投げするみたいな事業が2つ、3つありますけれども、あまりそういうことをせずに、各課の考えを尊重して、全庁上げて問題解決の政策手段を高めて政策目標の選択を明確にして、政策立案を図っていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 岡村副町長。

○副町長(岡村幸男君) 今のお話の中で白老町がアイヌ文化の先進地ということは、私どももそのように考えてございます。本当にアイヌ文化を次世代へ継承していくために、どのようなことがこの事業として必要なのかということは十分、考えていかなければならないと思っております。そういう中でも、アイヌ協会のご意見というのは本当に大事にして、どういうことがアイヌ協会として必要な事業なのかということも十分お話をお聞きしながら、事業の展開に結びつけていきたいという考えでおります。

先ほどのお話の中で、単なる事業を振り替えるというお話がございましたが、しかし、 私どもも今やっている事業を新たな交付金を使うことによって本当によくなる、発展し ていく、もしくは経費が安くなるですとか、町の負担が少なくなるということも大事な 視点だと考えてございますので、そういう中で本当にどれが必要な事業かということの 優先順位は十分考えていきたいというふうに思います。

〇議長(山本浩平君) ほかございませんか。

12番、松田謙吾議員。

○12番(松田謙吾君) 12番です。今、前田議員もいろいろお話しされていました。大きく物を言うと、今までこのアイヌ政策は改めてこういう場をつくったのは私ははじめてではないかと思います。今までは象徴空間、これが100万人来たらどうするのだという、こんな話ばかりでした。言うなれば観光に限定されたような話し合いばかりしてきました。私は大事なことは、アイヌというのは先住民族としてきちんと認められた、新法もでき上がりました。では、アイヌはどこまでアイヌなのだということだって定義がないのだ。定まっていない。本当の純粋なアイヌというのはもう何にも残っていない。そこで、二代目、三代目になってアイヌの会員になって今、何百人かいる。実際問題、アイヌの子孫というのは結構いると思います。しかしながら、結婚が繰り返されたり、特に白老のまちは人口6,000人か1万人のまちに移住者が1万人も来たまちなのです。温泉を含めて事業も含めて。そこに携わって1万人も来た。そこから、さまざまな結びつきがあって、アイヌはどのくらいいるのだと言ったら、どこまでがアイヌなのだという議論が一つもされていないのだ。これからも永遠と、その子孫が引き継がれていくわけ

です、変わりながら。100年もすれば何十代にもなる。だから、どこまでがアイヌなのだということの定義、そういうものをきちんと決める必要があると私は思う。ずっと100年後も、もう現実は純粋なアイヌがいなくて100年後となったら15代目ぐらいになると思う。アイヌから子孫が変わってきて。それでも、アイヌなのかどうなのか。ここのところを、こういう話し合いを国もそうだし、まちもきちんとしなければならないと思うことが、まず1つ。

それから、今さまざまなアイヌ政策といっているのだけれど、本当のアイヌ政策は何 になるのか。私はアイヌ政策ではなくて、こういうのを見ても観光で人が集まったらど うするのかというのが主なもので、まちはそれに何か引っかければうまくできないかと いうだけの話なのだ、これを見ていると。私は本当のアイヌ政策といったら、例えばサ ケを取る定置網をアイヌの若者に家を1軒やるとか、それから倶多楽湖の湖をアイヌの 方々にどう使わせていくのか、それからもっと象徴空間が来て大きくなれば大浦木材を どのように、あそこの地域をアイヌのために移転させるのか。そういうことがきちんと 語られなければだめだと思うのだ。そして、もう少し掘り下げると本当の末端のアイヌ の方々がアイヌの二代目、三代目いっぱいいます。この方々のほんの一部だけが、ここ に関わっているだけなのだ。そういう意見などは雲の上の話なのだ。ですから、私はこ のアイヌ政策たくさんあるのだけれど、この新法ができる前、この50年も前からアイヌ のための不良環境地区改善施設整備事業、それから高校進学や大学のための補助金、車 の免許を取るのも補助金、それから住宅は5%時代に0.2%か0.1%、これもアイヌ政策 の補助金です。こういうものをきちんとやってきているはずなのだ、今まで。だけど、 今になってみれば何か観光の話ばかりで本当のアイヌの方々がどのような恩恵を受ける のかというものが私は全く見えない。私は議員だから、このようなことが言えるのだけ れど。アイヌの方々の役人がいっぱいいるから、この方々に失礼な話かもしれませんが。 私はそういうことがきちんと語られて私はこのアイヌ政策をやるべきでないのかなと思 うのだけれど。その辺の考え方が私は見えない。今、言っているのはアイヌ政策のアイ ヌ民族だと言うけれど、雲の上の話しかしていないと、こう思うのだけれども。私の考 えは間違っているかどうか。町長、どうですか。町長が、まちのトップなのだから。ア イヌ政策はどうやるのだと、きちんとアイヌの方々に、それからアイヌでない方々にも、 きちんと示されなければだめなのです。

〇議長(山本浩平君) 戸田町長。

○町長(戸田安彦君) 松田議員がおっしゃっていたのはアイヌ政策の全体のお話として、白老町には基本方針がありますので、今までも白老町としてアイヌの施策等々の方針がある中で事業を展開してまいりました。これは、引き続き続けていきたいと思います。今回の新型交付金については先ほど、観光のお話ありましたけれども、今回の新型交付金については今までの生活の保障とかそういうものではなく、きちんと経済が発展して自分たちで稼いでアイヌの方々もアイヌでない方々も一緒に共生していこうという社会をつくるのも、ここに一つ目的がありますので、これは新型交付金の中の目的と合

わせて白老町も進んでいきたいと考えております。アイヌの人の定義とありましたけれ ど、確かに有識者会議等々を聞いていると定義がやはり難しいというお話を聞いており ます。きちんと選別できないのもありますし、世界の先住民族の例をとりましても、そ れぞれの国のやり方がありますので、日本はこれから考えながら政策は進んでいくので はないかというのが私の考えであります。その中でも白老町は、ほかの自治体より先駆 的にアイヌ政策を進めてきましたので、これはきちんと歴史を振り返りながら新しいも のにつなげていきたいなと思っています。

〇議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。

〇アイヌ総合政策課長(三宮賢豊君) 松田議員のご質問のありました部分について、 お答えできる範囲でお答えいたします。まず、アイヌの方の定義という部分ですけれど も、やはり町長がおっしゃっていたとおり難しい部分というのがありますが、現状とし ては結局のところはアイヌ協会の判断しているところでございます。アイヌの方の血を 引いている方と、その配偶者の方も認められております。養子の方であればで一代限り とか、いろいろありますけれども。基本的にはアイヌ協会の方ということになってしま うのではないのかと考えるのもありまして、国の報告書を見ますとどれ位血が薄くなっ たらどうなのかというお話もありましたけれども、本人がアイヌの血を引いて自分がア イヌであるというアイデンティティ、そういう意識が重要なのだということなので血が 薄くなっても、そういう文化を引き継ぎながら自分はアイヌ民族なのだという認識を持 っている方がいるということが、アイヌ民族なのだというような理論もあるということ で聞いております。答えになっていないかもしれませんけれども、今はそういうような 考えがあるということでございます。アイヌの人たちの伝統的な生活というか、これま での定置網の部分だとか、そういう部分についても当然この新法をつくるに当たってい ろいろ議論はあったところです。ほかの学識者などは、まずは権利、今までの開拓とか をした影響で文化に影響を与えたであるとか、あとは土地の問題とか鹿だとかサケの採 取だとか、そういうような権利をきちんとすべきではないかというようなお話も実際、 議論としてはありました。ただ、今、現状としては国としては簡単にいいですよという ことはできなくて現在の法律もありますので、今回の法律の中ではあくまでもそういう ような協力ができる部分は規制を緩和するであるとか、支援するだとか協力するだとか、 そういうようなことで法律はなっております。生活向上の部分のお話もあったと思いま すけれども、生活向上政策は今も継続して行っているところではあります。ただ、実際 に昔より子供も減ってきたというのもあるかもしれませんけれども、就学資金などはか なり件数は減っていますし、正直言って住宅は私が白老に来てからは住宅の貸付を借り た方はいらっしゃらないですし、本当は制度の見直しが若干、必要なのかもしれません が、その辺は北海道とか国にも現状を知っていただいて制度を変えていただくとか、そ ういうことも必要なのかなとも思ったりもしているところでございます。

一部の人だけに恩恵がというところもありますけれども、これはなかなか難しい問題 でございまして、一部の人だけに恩恵はいっていないとは思うのですけれども、人間関 係上どうしてもそう見えてしまう人もいたりして、そういうお話を聞いたことは実際あります。その辺はなるべく誤解がないように何とか解消していきたいと考えています。

〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。

〇12番(松田謙吾君) 私は何も難しいことは言っていないのだ。アイヌが民族と認 められた、そして誇りが尊重される、こう言っている。そしたら、誇りが尊重されてア イヌ民族と認めたのであれば、国がアイヌ民族に今まで100年間我慢させた分、これから アイヌ民族は、言うなれば単一民族ではない二つの民族になったのだ。アイヌ民族には、 こういう政策をやる、100年間我慢してきたのだから、これからはその分のお返しをしな ければだめなのです、国として。100年分の我慢のお返し。そういうことからいくと確か に今、この社会の中でアイヌとシャモとそんなに差別されていない、買い物も何もかに もほとんど平等に扱われている。だけれども、これだけアイヌ民族として認められて誇 りをうたい上げてしまえば、それなりのアイヌに対する今までに差別という言葉を使っ てきていたのだけれども、それが100年間も続いたわけです。その分のアイヌというもの をそれなりの国の政策として、先ほどの繰り返しになるけれども、50年も前から不良環 境地区改善施設整備事業とか生活館とかやってきた事業以上に今、目に見えるものが一 つもないのだ。先住民族として認められた上でも何もない。ただ、今、象徴空間で伝統 と保存だから。ですから、そういうものがきちんとなされなければ、先ほどから言って いる旧社台小学校の壁直すとか屋根直すとか、そんな話の次元が違うと思うのだ。もう 少しアイヌ民族を、どうやってやるのだと、このことが全く出てこないのだ。だから私 は雲の上の話と言ったのは、そこにあるのだ。今、私も何もまとめて言っているわけで はないから、今度しっかり私もまとめてから1回議論しなければならないと思っている。 私がアイヌ協会があって、この方々の今、進められていることに、どうのこうのと言っ ているわけではありません。ただ、そういうこの議員の立場でここにいるから言えるの だけれども、そういう物の言い方でしか今のところ言えないのだけれど。もう少し、こ れだけ法律ができて民族として認めたのであれば、アイヌの個々に対する本当のアイヌ 人に対する政策をきちんとするべきなのだ。この象徴空間は、伝承と保存だから。そう いうことを私は強く言いたい。

〇議長(山本浩平君) 岡村副町長。

○副町長(岡村幸男君) 非常に今のお話というのは、私どもも松田議員のお話というのはそういう部分があるという部分も理解できます。今の新法の中でそこまで今、一つ一つ言われたことがそこまで全てカバーされているかというと、それはいろいろな議論が確かに今あるのだろうと思います。基本的には国がアイヌ政策として、どのような方向性をきちんと持ちながら進めていくのかということが大事なことだと思っておりますので今、示された法律の中の基本的な事項に沿った中で、町としては事業を組み立てていくというのがやらなければならないことだと思っています。根本的な今のアイヌの方たちの考え方ですとか、それについてはこれからも十分、今言われたことは受けとめながら町としても考えていかなければならない問題なのかなと理解しております。

- 〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。
- **〇12番(松田謙吾君)** あめ玉でだますような、頭をなでるようなアイヌ新法ではだめだということ。もう少しアイヌが民族として認めた価値あるものをきちんと示してほしい。これだけ言っておく。
- ○議長(山本浩平君) ほかございますか。2番、小西秀延議員。
- ○2番(小西秀延君) 今まで他の議員の方から、いろいろな質問、意見がありましたが、私もこの新型交付金制度にかかわる今後の計画、立案についてはアイヌの方々の考えというのが非常に大事になってくるのかなと考えている一人であります。白老町の今までの動きの中で、資料の5で見させていただきましたが、アイヌ協会の方々とこれまでさまざま協議を持たれてきております。それが、どういうふうに事業に反映されていくのかというのが非常に大事なのではないかと。先ほど、三宮課長等のご説明、ご回答を聞いていると、4番もアイヌ文化保存・伝承・発展活動推進事業のほうに大きくこのアイヌ協会さんの考え方がかかわってくるという説明を受けているのですが、この資料5の中でアイヌ協会さんが主体として実施していきたい事業なのだというような考え、意見交換、詳細な部分についても説明されているというふうにこの資料の中に書いてありますが、どういうふうに事業のほうに生かされているのか、どういう形態になっているのか、まだ詳しく見えるところがなかったものですから、その辺についてお聞かせ願えればと思います。
- ○議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。
- **○アイヌ総合政策課長(三宮賢豊君)** 実を言いますと、アイヌ協会の方からやりたい事業というのはかなりの本数のものが上がってきておりました。現実的に今年度、半年ぐらいしかない中で何ができるかという部分を協会のほうでも精査していただいた結果、基本的には商品開発のようなもの、それは工芸品の商品開発とお土産になるようなものの開発、それとその次に環境整備ということで、これは協会としても町並みを少しでもきれいにしていただきたいというような受け入れ態勢として、そういうようなお話です。あと、人材育成という部分で自老のアイヌ文化に特化した人材育成、ガイドの育成、それと先ほども申し上げましたが白老の刺しゅうであるとか木彫の工芸品であるとか、そういうようなことを引き継いでいけるような人材の育成と今年度は絞って考えているということでございます。
- 〇議長(山本浩平君) 2番、小西秀延議員。
- **〇2番(小西秀延君)** 幾つもの要望事項もあったということで、その中で今年度は時間ももう残り限られているということでございますので、その中で絞って人材育成や自然環境、そして商品開発等、人材育成等などで絞ってやるということでございますが、これが主体となっているのはアイヌ協会さんに委託し、となっておりますので、主体はもうアイヌ協会さんでやるけれども、白老町もこれはバックアップして一緒に活動していくのだと、また今後も大きな目標に従ってこの交付金活用をして、一緒にアイヌの人々

の考えが反映するような体制をとっていくのだということで、きちんとここで理解して よろしいということでしょうか。

- 〇議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。
- **Oアイヌ総合政策課長(三宮賢豊君)** 確認のありました件ですけれども、この計画自体は町でつくりました計画になります。その計画に基づいて事業ということになりますので本来、町がやるべき事業、それを委託して協会にやっていただくということになりますので当然、議員がおっしゃるとおり我々も支えて一緒に進めなければならない事業であると考えております。
- 〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。
- **○8番(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。 3点、簡単に質問したいと思います。 1点目は同じようなことが出ましたけれども、協会の女性の方の意見という、私はやっぱり若い人たちの意見も聞いたほうがよいと思うのです。アイヌ協会全体の意見を聞く場が必要ではないかと。幹部だけではなくて。これをぜひやっていただきたいということが 1点。これは、まだ時間がありますから。

2点目、これは答えられなければいいのです。答えられれば。うちが出しているものが全体の事業予算枠がどれぐらいのものを目指しているというか、10億円とありますから。どれぐらいのものを町としては目指してやっているのか。例えば、5億円とか。どれぐらいのものを目指して取り組んでいらっしゃるのかということ。

何度も出ていますけれども、私も同じで白老町の基本方針というのは非常に優れているものだと。本当に当時は先駆的なものだったのです。まして、あの当時に専門の職員を町村が置いたというのは本当になかった時期に置いたのです。ですから、そういう点では非常に優れたものだというふうに先ほどもありましたから、ここはくどく申しません。ただ、新法ができた中で今お忙しいとは思うのだけれど、私は新たな白老町としてのアイヌ政策の発展が必要ではないかと思うのです。これを同時並行で少しずつでもやっていく、そのことが地方自治体として白老町としてのアイヌ政策、これは国に先んじてやっている部分もあるわけですから、そういうものを白老町が確立していくべきではないのかなと、あらゆる部分で。これを私は強く主張したいのだけれど、そこら辺の考え方、3点お尋ねしたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。

Oアイヌ総合政策課長(三宮賢豊君) まず、最初の若い人の意見ということなのですけれども、正直な話これを見ていただければ理事長であるとか専務理事だとか若い人はいないです。ただ、我々としてもいろいろアイヌ協会の行事には参加させていただいて、その中で若い人たちにも会いますので、それが正式な意見かどうかというのは疑問があるかもしれませんが、そういう場ではいろいろ話は聞いたりもしているところではございます。正式にやるとなると、どういう場がいいのかなというふうに私も悩んでおります。総会が一番、人が集まるのです。研修会が年に1回あったかと思うのですけれども、そういう場もありますので、そういう機会で対話ができないかというようなことは協会

のほうに働きかけることは可能かと感じております。

規模ですけれども想定事業として1から9まであるかと思います。当初、国のほうで 法案が通ったりいろいろありましたけれども、それがかなりスケジュール的に早いとい うような話もあって、実はこのような時期まで遅くなるとも思っていなかったです。そ の時点では実は項目としては7ぐらいまでしかなくて、8と9は後から追加されたよう な項目のような状況です。当時、5月末、6月位のときに試算した際には大体、2億円 くらいかというところだったのですけれども、ただ期間も短くなってしまっていますの で、やれることが限られてきますので、精査してみないとわからないです。当初はそれ くらいを見込んでいたというところでございます。

3番目の基本方針なのですけれども、白老町としてもこの基本方針は非常に大事なものだと考えておりますので、今後、新たな発展、国のほうも先ほども言いましたけれども文化の保存・伝承・復興・発展というものが加わってきますので、我々としてもさらにこれが先に進めるような新たな形も必要なのかと思いますので、その辺はまた関係者とも話し合っていきたいと考えております。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

○8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。できれば、やはり協会にきちんと話をして総会の規模ぐらいのもので意見や、このことをきちんと協会員の皆さんにわかっていただいて、全員いいですよと幹部だけではなくて、そこには若い人も来ていただいて、その上で進めるような、そのぐらいの規模のものだと私は思うのです。ですから、総会に準ずるようなものを協会に働きかけて、こういうことを提案をして、もっと提案ないですかと、これからあと5年間ありますよというような、きちんとしたやり取り、そういうことがアイヌ協会全体のものというふうにしたほうが私は白老町にとっていいのではないかと感じています。

2点目については大体 2億円ぐらいということでは理解しました。全部がオーケーに なればの話ですけれども。

3点目なのだけれども、例えば今回の法律が先住民族だと初めて言います。しかし、旧土人保護法の英訳でいうと、このとき先住民族だと認めているのです。ただし差別法ですからだめです。だけど民族的には先住民族だと旧土人保護法の英訳はそうなっているのです。ですから、何を言いたいかというと新たな発展というのは、その人たちが今のアイヌの方々の文化も文化なのです。発展させていかなくてはいけない中身なのです。そういうことを考えたときに、ここに博物館ができる、北海道のアイヌの方々のナショナルセンターがここにできるということであれば、白老町としてどういう発展をしていくのかということは私は議論を始めていただきたいと強く思います。ぜひ、1点目と3点目はやっていただきたい。

〇議長(山本浩平君) 三宮アイヌ総合政策課長。

〇アイヌ総合政策課長(三宮賢豊君) それでは1点目のところにつきましては、協会のほうとも話をして、ぜひ若い人の意見を聞いて、それをさらに生かせるような形を考

えていきたいなというふうに考えております。

3番目の部分につきましても、そういう発展は必要だと思いますので、その辺は先ほどと同じような答弁になってしまいますけれども、また関係者とも話し合っていきたいと思っております。

○議長(山本浩平君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって、アイヌ施策推進法に基づく地域計画策定交付金事業についての説明を 終了いたします。

なお次回、申請事業案についての説明を8月19日に予定いたしておりますので、ご承知おき願います。

◎閉会の宣告

○議長(山本浩平君) 以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

(午後0時05分)